

訪問看護及び介護予防訪問看護

訪問看護ステーション共生の里運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

第1条

社会福祉法人共生の里が運営する訪問看護ステーション共生の里(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要看護、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条

指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

指定介護予防看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする

- ①名 称 訪問看護ステーション共生の里
- ②所在地 山口県下関市稗田南町 10 番 12 号

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

職種	常勤	備考
管理者	1名	兼務業務あり
看護職員等	3名以上	
事務職員	1名	兼務業務あり

(1) 管理者1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等3名以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書および訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たる。

(4) 事務職員1名

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする

①営業日：月曜日～金曜日までとする

(但し、8月13日～15日、12月30日～1月3日までを除くが、緊急時は例外とする)

②営業時間：午前8時～午後5時まで(原則)とする

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする

①病状・障害の観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③排泄等、日常生活の援助

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 1 事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に介護保険負担判証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1 km あたり 30 円を徴収する。
- 3 死後の処置量は 10,000 円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は下関市の区域とする

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ①ステーションにおける虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的を開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。また、その内容については閲覧が可能であること
- ③ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること
- ④前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

⑤虐待を疑われる事例発生時には速やかに川中地域包括支援センターに届け出ること。

(その他運営についての留意事項) 第 11 条

1 ステーションは、看護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修採用後 6 カ月以内

②継続研修年 1 回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共生の里理事とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する

附則

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する